



令和8年度

豊島区街頭防犯カメラ設置・維持管理運用経費等に関する 補助事業の実施について

※令和7年度からの変更点を赤字で記載しています。

1 補助対象事業

町会、商店会、自治会等の地域団体が主体となって実施する、防犯カメラの設置・維持管理運用経費事業。

2 補助条件

- ・ 防犯のための見守り活動を行うことが条件となっています。
- ・ 見守り活動というのは、地域団体によるパトロール活動、落書き消去活動、清掃活動等が該当し、月1回以上の実施で、最低でも5年以上の活動の継続が条件となっています。
- ・ 連携事業の組合せは、町会と町会、町会と商店会は連携可能ですが、商店会と商店会の組合せは除いています。
- ・ 防犯カメラについては、情報セキュリティの観点からIDとパスワード等認証機能を備えた機器を選定すること。
- ・ 一定以上の画質水準や夜間でも撮影が可能な機能等があること

3 申請期間

(1) 設置関係 令和8年6月1日から6月30日

(事業開始は、申請後、区からの認定が出た後の着手となります。)

(更新については、平成30年度以前に設置したものが申請可能です。)

(2) 保守・点検・修繕関係 随時受付

(3) 電柱使用料 令和9年1月から2月

(4) 移設関係 随時受付

(5) 電気料金 令和9年1月から2月

- この申請期間は、必要書類が全て整った上での申請になりますので、事前に治安対策グループに相談していただければと思います。

また、申請期間外の申請はお受けできませんのでご了承ください。

- 申請用紙等は区のホームページからダウンロード、若しくは担当までお問い合わせください。

表24合同 a

4 補助率・補助限度額

(1) 設置関係

①【町会単独または町会、商店会との連携事業】

申請団体に対し

補助率 24分の23（都の補助 4分の3、区の補助 24分の5）

補助限度額 750万円（連携する地域団体）

500万円（単独の地域団体）

②【商店会単独、または商店会連合会の事業】

申請団体に対し

補助率 12分の11（都の補助 12分の7、区の補助 3分の1）

補助限度額 500万円

(2) 維持管理関係

補助金の対象経費	防犯カメラ1台 当たりの補助率	防犯カメラ1台 当たりの補助限度額	防犯カメラ1台 当たりの補助対象経費 限度額
保守点検費	6分の5	8000円	1万円
修繕費	6分の5	16万6000円	20万円
電柱使用料	1分の1	3000円	3000円
移設費	1分の1	15万円	15万円
電気料金 （町会）	6分の5	5000円	6000円
電気料金 （商店会）	3分の2	4000円	6000円

5 補助費の支払い

支払い方法が2通りになりました。

① 前年度に同じく業者に対して、地域団体が一旦総事業費を支払い、事業完了後、区から補助金を振り込むという手続き。

融資関係については地域団体にしてお取引のある金融機関等に個別に相談してください。

② 本年度から概算払いを開始します。

各団体からの申請書を区が審査し、東京都に報告後、東京都から交付決定通知を受けた金額を概算払いとして先に申請団体の口座に振り込みます。

概算払いを希望の場合、申請時に概算払請求書の提出をお願いします。

6 問合せ先

豊島区 危機管理課 治安対策グループ 03-3981-1433（直通）